

「指定訪問看護」 「指定介護予防訪問看護」 重要事項説明書

2025年4月1日現在

当事業所は利用者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会
主たる事業所の所在地	埼玉県川口市西川口五丁目11番5号
代表者名	支部長 原澤 茂
電話番号	048-252-0857

2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	済生会かぞ訪問看護ステーション
施設の所在地	埼玉県加須市上高柳1680番地
開設年月	令和4年6月1日（平成25年4月1日 済生会くりはし開設）
介護保険指定事業所番号	1163890100
管理者の氏名	木村 美喜
通常の事業の実施地域	加須市 久喜市 羽生市
電話番号	0480-53-3858
FAX番号	0480-53-3885
第三者評価実施の有無	無

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的（理念）

「済生会看護理念」に基づき、要支援・要介護状態と認定された利用者にたいして、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう、心をこめて看護を提供します。

運営の方針

24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた心温かなサービスを提供します。

1. 私達は、利用者に適切なサービスを提供するため、常に自己研鑽に努め必要な知識・技術を磨きます。
2. 私達は、利用者の権利を尊重し、人間同士の信頼関係を築きます。
3. 私達は、利用者の持てる力を可能な限り活用して生活できるように支援します。
4. 私達は、利用者のご家族の思いを尊重し、利用者が希望する生活が送れるように支援します。
5. 私達は、病院や地域の保健施設、福祉との連携のもと、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) ご利用事業所の職員体制

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1名		1名
看護師 理学療法士	サービス利用の受付	4名	1名	5名
	訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	2名	0名	2名
事務員		1名	0名	1名

(4) 営業時間

営業時間： 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで

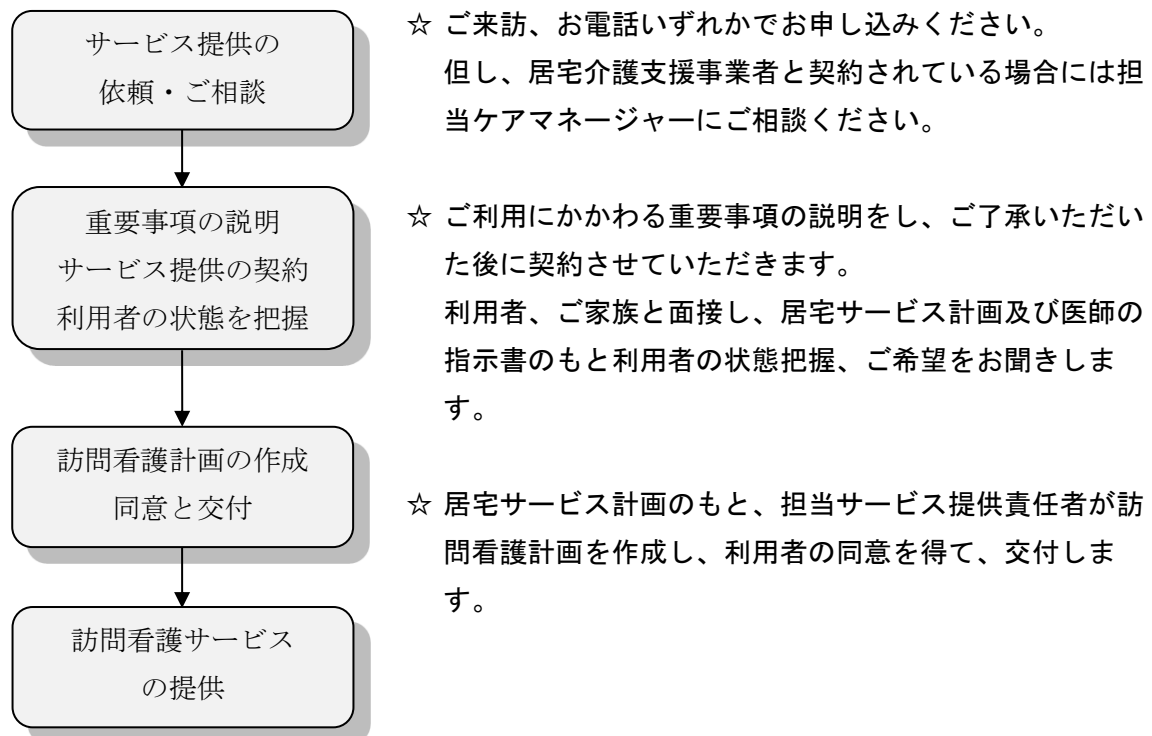
休業日： 土日・祝日・12月 29日 から 1月 3日

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して

24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ



(2) サービスの終了

利用者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7日以上 の予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

介護保険 訪問看護利用料金表

* 利用者負担額の算出方法 (2024年6月1日現在)

地域単価〔6等級〕(10.42円) × 単位数 × 利用者負担割合 = 利用者負担額

* 提供時間・頻度等は、ケアマネジャーのサービス計画に基づき提供いたします。

サービス内容		算定項目	単位数	基本利用料 (10割)	利用者負担額		
					1割	2割	3割
訪問看護ステーションの場合 (1回につき)	訪問看護	20分未満	314	3,271円	327円	654円	981円
		30分未満	471	4,907円	490円	981円	1,472円
		30分以上1時間未満	823	8,575円	857円	1,715円	2,572円
		1時間以上1時間30分未満	1,128	11,753円	1,175円	2,350円	3,526円
		理学療法士等による場合	294	3,063円	306円	612円	919円
訪問看護ステーションの場合 (1回につき)	予防訪問看護	20分未満	303	3,157円	315円	631円	947円
		30分未満	451	4,699円	469円	939円	1,409円
		30分以上1時間未満	794	8,273円	827円	1,654円	2,481円
		1時間以上1時間30分未満	1,090	11,357円	1,135円	2,271円	3,407円
		理学療法士等による場合	284	2,959円	295円	591円	887円
早期・夜間・深夜の(予防)訪問看護		夜間(18-22時)・早朝(6-8時)25%加算、深夜(22-6時)50%加算					
長時間訪問看護加算		特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	300	3,126円	313円	626円	938円
複数名訪問加算Ⅰ	看護師等が2人以上で訪問看護を行った場合	30分未満	254	2,646円	265円	530円	794円
		30分以上	402	4,188円	419円	838円	1,257円
緊急時訪問看護加算Ⅱ		1ヶ月に1回算定	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算〔Ⅰ〕		1ヶ月に1回算定留置カテーテルなどを使用している状態等	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算〔Ⅱ〕		在宅酸素療法管理指導管理等を受けている状態等	250	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算*予防は対象外		死亡月に1回算定	2,500	20,840円	2,084円	4,168円	6,252円
初回加算〔Ⅰ〕		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に病院などから退院した当日に訪問看護を提供した場合	350	3,647円	364円	729円	1,094円
初回加算〔Ⅱ〕		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に訪問看護を提供した場合算定	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算		退院(退所)につき、在宅生活において必要な指導を行った場合に1回算定	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護体制強化加算〔Ⅱ〕*予防は対象外		定められた基準により1ヶ月に1回算定	200	2,084円	209円	417円	626円
サービス提供体制強化加算		定められた基準によりサービス1回につき算定	6	62円	7円	13円	19円

(注1)1単位の単価は、10.42円となります。

(注2)理学療法師等による訪問で、1日2回を超えて実施する場合は90/100

医療保険 訪問看護利用料金表

(2024年12月1日現在)

サービス内容	算定項目	負担額
後期高齢者医療	75歳以上	1割(*1)
医療保険(一般)	70歳以上	2割(*2)
	70歳未満	3割
	6歳未満	2割(*3)

* 上記負担割合は、原則に則り記載しております。医療証の種類、疾病、重症度等により負担割合は増減があります。
 (*1)現役並み所得者は3割 (*2)一定以上所得者は3割 (*3)市町村により異なります。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550円/日
	週4日目以降	6,550円/日
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	週3日目まで	2,780円/日
	週4日目以降	3,280円/日
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (一時的な外泊等で入院中に行う訪問看護)	入院中1回まで (但し、厚生労働省が定める疾病等の場合は入院中2回まで)	8,500円/日
訪問看護管理療養費(Ⅰ)[*1]	訪問看護計画書・報告書を主治医に提出するとともに、利用者様へ計画的な管理を継続的に行う事ができる体制にある場合	7,670円/日 (月の初日)
		3,000円/日
24時間対応体制加算[*1]	電話での対応や、緊急訪問看護を行うことが出来る体制にある場合	6,520円/月

[*1]訪問看護を行った月は、利用の有無にかかわらず算定されます。

特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、留置カテーテル等を使用して居る状態であること	5,000円/月
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、真皮を越える褥瘡等の状態であること	2,500円/月
訪問看護ターミナル療養費	死亡日及び死亡日以前14日以内に、2回以上の訪問看護を実施しターミナルケアを行った場合。(退院支援指導加算の算定に係る指導を含む)	25,000円/日
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護が90分を越えた場合 (15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合に限り週3回まで)	5,200円/日
夜間訪問看護加算	午後6時から午後10時まで	2,100円/日
早朝訪問看護加算	午前6時から午前8時まで	2,100円/日
深夜訪問看護加算	午後10時から翌午前6時まで	4,200円/日

医療保険 訪問看護利用料金表

(2024年12月1日現在)

複数名訪問看護加算〔＊2〕	看護師等と複数で行う訪問看護(週1回まで)	4,500円/日
	看護師又は看護師補助者等と複数で行う訪問看護(週3回まで)	3,000円/日

〔＊2〕但し、厚生労働省が定める疾病等の場合は回数制限無し

難病複数回訪問加算	厚生労働省が定める疾病等にある利用者さま、及び訪問看護特別指示書期間の利用者さまへの必要に応じた訪問看護を1日2回又は3回以上行った場合	4,500円/日 (1日2回まで)
		8,000円/日 (1日3回以上)
退院時共同指導加算	利用者さまの退院時に主治医等と共同し、在宅療養上必要な指導を行った場合	8,000円/日 (退院時に1回)
特別管理指導加算	厚生労働省が定める基準、及び状態等にある場合に退院時共同指導を行った場合	2,000円/回
退院支援指導加算	厚生労働省が定める疾病や状態にある利用者さまへの退院日当日の訪問看護が必要であると認められ、看護師等が在宅での療養上の指導を行った場合、退院日翌日以降の初日に加算	6,000円/初日
		8,400円/初日 (90分以上)
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日
	月15日目以降	2,000円/日
訪問看護情報提供療養費	利用者さまがお住まいの市町村等へ、当該訪問看護の状況を示す文書等を添え、必要情報を提供した場合	1,500円/月
乳幼児加算(6歳未満の利用者)	厚生労働省が定める者に該当する場合 (1)超重症児又は準超重症児(2)別表7(3)別表8	1,800円/日
	上記以外の場合	1,300円/日
訪問看護医療DX情報活用加算	地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師などが、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50円/月

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある評価料	780円/月
------------------	--	--------

交通費(往復距離)【医療保険のみ】

(2024年6月1日現在)

距離	金額
2km未満	0円
2km以上5km未満	108円
5km以上10km未満	324円
10km以上15km未満	479円
15km以上20km未満	633円
20km以上25km未満	788円
25km以上30km未満	942円
30km以上35km未満	1097円
35km以上40km未満	1251円
40km以上45km未満	1404円
45km以上	1559円

(4) 高額療養費の取得区分

70歳未満			
対象		要件	自己負担限度額(1月あたり)
区分ア		標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数該当 140,100円〉
区分イ		標準招集月額53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数該当 93,000円〉
区分ウ		標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数該当 44,400円〉
区分エ		標準報酬月額26万円以下	57,600円 〈多数該当 44,400円〉
区分オ		被保険者が市区町村民税非課税	35,400円 〈多数該当 24,600円〉
70歳以上			
被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来	外来・入院
		(個人ごと)	(世帯)
① 現役並み 所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1 [多数該当：140,100円]	
	現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当：93,000円]	
	現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当：44,400円]	
②一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当：44,400円]
③低所得者	Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※2)		15,000円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

(5) 保険適用外料金 (実費負担分)

保険適用外訪問 (休日に単独の看護師等で行う訪問看護)	40分未満の訪問看護	5,000円/回
	40分以降 30分未満毎の訪問看護	4,000円/回
エンゼルケア	死後の処置に使用する材料費等	12,000円/回
通常の事業の実施地域以外への訪問に係る交通費等	自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から2キロメートル未満までを400円、2キロメートルを越えた地点より1キロメートル当たり200円とする。	
保険適用外 (適用時間以上に単独の看護師等で行う訪問看護)	30分未満の訪問看護	2000円/回
	30分以降 30分未満毎の訪問看護	2000円/回

① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯の時は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯50%増しとなります。

② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

③ 利用者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。

(6) 交通費

- ・ 当事業所の通常の事業の実施地域へのサービス提供の場合は無料です。
- ・ 当事業所の通常の事業の実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費、また、自動車を利用した場合は次の金額を請求させていただきます。いずれの場合も利用者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	通常の実施地域を越えた地点から2km未満	通常の実施地域を越えた地点から 2kmを越える場合1kmあたり
	400円	200円

(7) キャンセル料

利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日の午後5時までとする。但し、前日が休業日（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日）にあたる場合は、その日を除いた前日の午後5時までに事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。

但し、利用者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

前日午後5時までに申し出があった場合	無料
前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	キャンセル料 10,000円／回

(8) 料金の請求及びお支払方法（契約書第8条）

利用料・その他 費用の請求方法	毎月15日前後の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	集金袋を用意致しますので、おつりがない様準備の上、請求月末日までお支払い下さい。
領収書の発行	おつりがある場合は、おつりと領収書を後日お届けします。

(9) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

- (1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）
但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。
- (2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。
- (3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
- ② 利用者のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

7. 緊急時の対応

緊急時の対応方法について サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 済生会かぞ訪問看護ステーション	責任者 木村 美喜 (月曜日～金曜日) 午前9:00～午後5:00 TEL: 0480-53-3858 FAX: 0480-53-3885
--	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久喜市介護保険課（代表）	（月曜日～金曜日） 午前8：30～午後5：15 TEL：0480-22-1111 FAX：0480-22-3319
加須市高齢者福祉課 介護保険担当	（月曜日～金曜日） 午前8：30～午後5：15 TEL：0480-62-1111（内線103-105）
羽生市高齢介護課	（月曜日～金曜日） 午前8：30～午後5：15 TEL：048-561-1121
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護保険課（月曜日～金曜日） 午前8：30～正午 午後1：00～午後5：00 TEL：048-824-2568 FAX：048-824-2561

9. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長 木村美喜
-------------	---------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. ハラスメント対策

- (1) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
 - 身体的暴力：たたく・蹴る・ひっかく・つねる・ものを投げつける
 - 精神的暴力：大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言う・理不尽な要求を繰り返す・無視を続ける
 - セクシャルハラスメント：必要なく職員の体を触る・抱きしめる・職員に不快感を与える性的な言動をする・猥せつな図画を見せる
- (2) サービス利用中に職員に同意なしに写真や動画の撮影、録音をする行為 上記禁止行為があった場合は、必要に応じ対処させていただきます。

12. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。 感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

14. 理学療法士の訪問について

- (1) 理学療法士等が提供をしている訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問をさせて頂くものです。
- (2) 主治医への計画書及び報告書の内容について看護師と理学療法士等が連携して作成し、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価をいたします。

15. 身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の理由、内容（方法・部位）、時間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録いたします。

16. その他

- (1) 通常、訪問看護指示書料 300 点（3 割負担の方は 900 円、2 割負担の方は 600 円、1 割負担の方は 300 円）を医療機関にお支払いいただく必要があります。
- (2) 大切なペットの安全を守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はゲージや居室以外の部屋へ保護するなどのご協力をお願いします。職員がペットに噛まれる等した場合、治療費のご相談をさせていただく場合がございます。

済生会かぞ訪問看護ステーション

個人情報保護に関する方針

1. 個人情報に関する済生会かぞ訪問看護ステーションの方針

本ステーションは、個人情報の趣旨を尊重し、個人情報の保護方針を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理します。

2. 済生会かぞ訪問看護ステーションが保有する個人情報の目的

本ステーションは、訪問看護の申込、訪問看護の提供を通じて収集した利用者のご家族の個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録、台帳の作成などといった訪問看護提供のために必要に応じ利用します。また、効果的な運用を行うため、カルテを利用者宅に持参します。

下記以外で個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ利用者・ご家族の同意を文書で提示します。

- 病院、診療所、薬局、及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、紹介への回答
- 介護保険施設利用時の連携、紹介への返答
- 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- 保険者への相談、届け出、及び紹介の回答
- 学会、研究会等での発表（匿名化が原則）
- 看護サービスや業務の維持・改善のための基本資料
- 学生等の実習、研修への協力

利用目的のなかで同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応を致します。

3. 取扱規定

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部埼玉県済生会加須病院の「個人情報保護規則」に準じます。